

＜提出書類について（子の返還申立てをされる方へ）＞

東京家庭裁判所

子の返還申立てを行うに当たっては、次の書類を提出していただく必要があります。

1 子の返還申立書

◎ 申立書は、法律の定めにより相手方にも送付しますので、裁判所用の申立書のほか、相手方用の写し（相手方の数と同数）を添付してください。

* 子の返還申立てに併せて、出国禁止命令、旅券提出命令の申立てを行われる場合も、裁判所用の申立書のほか、相手方用の写し（相手方の数と同数）を添付してください。申立書の写しを相手方に送付するかは、裁判所が個別の事案ごとに判断します。

◎ 申立書には以下の事項を記載してください。

○ 当事者及び手続代理人の表示

・ 必要に応じ、次のような当事者目録を利用してください。

（当事者目録記載例）

（別紙）

当事者目録

国籍（本籍） ○○○○

住 所 ○○○○

申 立 人 ○○○○

（○年○月○日生）

（送達場所）（※１）

〒○○○-○○○○（※２）

東京都○○区・・・○○法律事務所

電話番号 ０３-○○○○-○○○○

ファクシミリ番号 ０３-○○○○-○○○○

申立人手続代理人弁護士 ○○○○

国籍（本籍） ○○○○

住 所 ○○○○（※３）

相 手 方 ○○○○

（○年○月○日生）

国籍（本籍） ○○○○

住 所 ○○○○（※３）

子 ○○○○（※４）

（○年○月○日生）

※１：送達場所については、迅速な書類送付の観点から手続代理人事務所とされるようお願いい

たします。

※2：手続代理人事務所の郵便番号、事務所住所、電話番号、ファクシミリ番号の記載をお願いします。手続代理人を選任されない場合でも、日本における連絡先の所在情報の記載をお願いいたします。

※3：相手方及び返還を求める子の住所が不明である場合において、既にあなたが外務省に対して外国返還援助申請を行っている事案については、裁判所から直接外務省に対して相手方及び返還を求める子の住所を照会することがありますので、相手方住所は「不明」のままとしていただいても結構です。

※4：出国禁止命令の申立書においても、「子」と表記することになります。

○ 申立ての趣旨

申立ての趣旨としては、次のような記載が考えられます。

(記載例)

- | |
|---|
| 1 相手方は、子〇〇〇〇(※1)を△△△国(※2)に返還せよ。
2 手続費用は各自の負担とする。 |
|---|

※1：お子様の氏名、国籍、本籍、生年月日等を記載してください。お子様の身分事項については、当事者目録を利用することも考えられます。

※2：お子様の返還を求める常居所地国を記載してください。

* 出国禁止命令、旅券提出命令の申立ての趣旨としては、次のような記載が考えられます。

(記載例)

- | |
|---|
| 1 相手方は、子〇〇〇〇(※1)に係る子の返還の申立てについての終局決定が確定するまでの間、子〇〇〇〇を日本国から出国させてはならない。
2 相手方は、(本決定送達の日から〇日以内に)別紙旅券目録記載の旅券を外務大臣に提出せよ。
3 手続費用は各自の負担とする。 |
|---|

※1：出国させてはならないことを命ずべきお子様の氏名、国籍、本籍、生年月日等を記載してください。お子様の身分事項については、当事者目録を利用することも考えられます。

○ 申立ての理由

申立ての理由としては、次の事項をあなたの主張として記載してください。

- ・ 本件で「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」(以下「ハーグ条約実施法」といいます。)27条に定める事由を充たすことについての主張
- ・ あなたが、お子様の連れ去り又は留置が開始した時に現実に監護の権利を行使していたことについての主張(ハーグ条約実施法28条1項2号参照)
- ・ 予想される争点(相手方が主張すると予想される返還拒否事由など)及び当該争点に関するあなたの主張

※ あなたの主張を裏付ける事情や根拠も含めて具体的に記載してください。

※ 主張を行われる際には、当該主張を裏付ける証拠資料の符号番号を文章の末尾に付すなどして、主張と裏付け証拠との対応を明確にしてください。

- 日本において、返還を求める子についての親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件（人事訴訟法 3 2 条 1 項に規定する附帯処分についての裁判及び同条 3 項の親権者の指定についての裁判に関する事件を含みます。）が係属している場合には、当該審判事件が係属している裁判所及び当該審判事件の表示
(記載例)

親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件の表示
○○家庭裁判所○○支部平成○年（家）○○○○号親権者の変更申立事件

2 申立書の主張を裏付ける証拠資料及び資料説明書

- 証拠資料には、「甲第○号証」と符号及び番号を付し、裁判所用及び相手方用の写し（相手方の数と同数）を提出してください。また、併せて、符号番号、証拠資料の標題と立証趣旨を明確にした資料説明書（民事訴訟における証拠説明書と同様の体裁のもの）を裁判所用及び相手方用（相手方の数と同数）をともに提出してください。
- 証拠資料が外国語で記載されている場合には、必ず訳文を付してください。訳文についても、証拠資料とした上（例えば、原文を「甲第●号証の 1」、訳文を「甲第●号証の 2」などとすることが考えられます。）、裁判所用及び相手方用の写し（相手方の数と同数）を提出してください。
- 証拠資料は、個別の事実関係によって異なりますが、例えば、次のような返還事由を基礎付けるものが考えられます。
- ・ 常居所地国の裁判所においてされた親権・監護権についての決定等
 - ・ 子の監護に関する当事者間の合意書
 - ・ 申立人の陳述書
- また、相手方が返還拒否事由を主張することが予想される場合には、早期の紛争解決を図るために、申立人の反論を裏付ける資料をあらかじめ提出することも考えられます。
- 証拠資料の中に相手方等に知られたくない情報がある場合には、下記 6 をご覧ください。
- * 出国禁止命令・旅券提出命令申立事件においては、出国禁止命令を求める事由（相手方が子を日本国外に出国させるおそれ）及び相手方が子が名義人となっている旅券を所持していることを裏付け資料とともに明らかにする必要があります。裏付け資料には、甲第●号証などと符号及び番号を付した上、裁判所用及び相手方用の写し（相手方の数と同数）をともに提出してください。また、裏付け資料を提出する際には、資料説明書を併せて提出してください。

3 申立手数料（収入印紙）及び連絡用の郵便切手

(1) 子の返還申立事件

- ◎ 手数料(収入印紙) 1200円(返還を求める子一人につき)
- ◎ 連絡用の郵便切手 500円×6枚, 100円×2枚, 82円×10枚, 52円×3枚, 20円×3枚, 10円×10枚, 1円×14枚 合計4350円分

(2) 出国禁止命令・旅券提出命令申立事件

- ◎ 手数料(収入印紙) 1000円(出国させてはならないことを命ずべき子一人につき)
- ◎ 連絡用の郵便切手 500円×4枚, 82円×5枚, 52円×2枚, 10円×9枚, 1円×6枚 合計2610円分

4 申立人、相手方及びお子様それぞれの身分事項（国籍、本籍、生年月日、身分関係等）を証する公的書面

- 戸籍謄本（全部事項証明書）、婚姻証明書、出生証明書などが考えられます。
- 申立人、相手方が過去に婚姻関係にあったが離婚したという場合には、婚姻を証する書面に加えて、離婚を証する書面も添付してください。
- 子の返還申立事件につき1通、出国禁止、旅券提出命令申立事件につき1通ご用意ください。

5 連絡先等の届出書（口変更届出書）

今後、裁判所があなた（又はあなたの選任された手続代理人（弁護士））宛に書類を送付したり、連絡をする際の、「送付場所」や「平日昼間の連絡先」を教えていただく必要があります。そこで、「連絡先等の届出書（口変更届出書）」に、上記事項を記載して、申立書等とともに裁判所に提出してください。申立書に記載した場所を送付場所として希望される場合にも、ご面倒でも、この届出書の該当箇所にチェックを入れて、必ず提出してください。

「連絡先等の届出書（口変更届出書）」の非開示を希望する場合には、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入して、この届出書の上にステープラー（ホチキスなど）で付けて一体として提出してください。その場合には、この届出書は、原則として、他方当事者に開示することはしない取扱いになっています。非開示の希望に関する申出書の説明は、下記6をご覧ください。

また、一度届け出た連絡先等に変更が生じた場合、この「連絡先等の届出書（口変更届出書）」の変更届欄にチェックを入れた上で必要事項を記入し、必要に応じて「非開示の希望に関する申出書」を付けて、速やかに提出してください。

- * 子の返還申立事件につき1通、出国禁止、旅券提出命令申立事件につき1通ご用意ください。

6 非開示の希望に関する申出書（証拠資料等について非開示の希望がある場合）

裁判所に提出する書類等のうち、相手方等に知られたくない情報がある場合には、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分はマスキング（黒塗り）をして提出すること

になります。しかし、マスキング処理をすることができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入し、この申出書の下に当該書面をステーブラー（ホチキスなど）で付けて一体として提出してください。

また、上記5のとおり、連絡先等の変更を記載した「連絡先等の届出書（口変更届出書）」の非開示を希望する場合には、改めて「非開示の希望に関する申出書」を付けて提出してください（【注意】既に一度提出した連絡先等の届出書に非開示の希望に関する申出書が添付されていても、改めて添付する必要があります。）。

この申出書を付けて提出された書面について、他方当事者から、閲覧・謄写（コピー）の申請がされた場合には、裁判官が、申請を許可するかどうか判断することになります。そのため、この申出書が付けられている書面であっても、閲覧謄写が許可される可能性があります。この申出書が付けられていない場合には、非開示の希望がされていないものとして取り扱うことになりますので、ご注意ください。

7 子の返還申立事件の手続の進行に関する照会回答書（申立人用）

- 子の返還申立事件の手続を進めるための参考としますので、申立書等と併せてご提出をお願いします。
- この書面は1通のみ裁判所に提出すれば足ります。

8 自庁処理等に関する意向確認書、管轄合意書

子の所在等の調査等を行った結果、本件が大阪家庭裁判所に管轄があることが判明した場合であっても、当事者双方の意向を踏まえた上で、なお、東京家庭裁判所において事件処理が行われることがあります（このことを「自庁処理」といいます。）。そこで、まず、あなたの意向を確認させていただくため、申立書等と併せて、「自庁処理等に関する意向確認書」のご提出をお願いいたします。

なお、子の返還申立て前に、既に、相手方との間で、管轄を東京家庭裁判所にすると合意ができている場合には、申立書等と併せて、当事者双方が作成した管轄合意書をご提出ください。

9 付調停合意書

子の返還申立て前に、既に、相手方との間で、実質的な合意がされているために付調停を希望される場合には、当事者双方が作成した付調停合意書をご提出ください。